

基労補発第 0628001 号  
平成 17 年 6 月 28 日

都道府県労働局  
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部補償課長  
(公印省略)

### 業務上疾病の労災補償状況調査について

標記については、業務上疾病的労災補償状況を把握するために行っており、当該調査結果は、労災補償行政の推進に当たっての基礎資料としているところである。

ついては、平成 16 年度分について、別添の様式により平成 17 年 8 月 31 日(水)までに職業病認定対策室職業病認定業務第二係あて、労働基準行政情報システムのメール又は郵送により報告されるようお願いする。

なお、報告様式は、別添の様式によることとするが、当該様式は労働基準行政情報システムの電子掲示板にも掲載しているので、適宜活用されたい。

(別添)

## 業務上疾病の労災補償状況調査票

- |                     |                          |
|---------------------|--------------------------|
| 1 振動障害に関するもの        | 様式 1                     |
| 2 じん肺症に関するもの        | 様式 2 – (1)<br>様式 2 – (2) |
| 3 職業がんに関するもの        | 様式 3<br>様式 4             |
| 4 電離放射線障害に関するもの     | 様式 5                     |
| 5 非災害性腰痛、上肢障害に関するもの | 様式 6                     |

## 振動障害の労災補償状況調査票

平成16年度中に新規に支給決定を行った者的人数及び平成16年度末現在における労災保険により療養を継続している者的人数等

(単位：人)

区分 事業の種類	前年度末 療養継続 者数	平成16年度中				療養継続者状況（平成16年度末現在）			
		新規支給 決定者数	転帰者数			総数	4年未満	4～10年 未満	10年以上
			治ゆ	中断	死亡				
林業									
鉱業									
採石業									
建設業									
製造業									
その他									
計									

[点検事項等]

- 1 事業の種類ごとの「前年度末療養継続者数」が、前年度報告した「療養継続者状況」の「総数」と一致すること。
- 2 「転帰者数」は平成16年度中に治ゆした者、療養を中断した者及び死亡した者に分けてそれぞれ該当欄に人数を記入すること。
- 3 事業の種類及び区分ごとに次式が成り立つことを確認すること。
  - (1) (前年度末療養継続者数) + (新規支給決定者数) - (転帰者数の計) = (総数)
  - (2) (総数) = (4年未満) + (4～10年未満) + (10年以上)
  - (3) (各区分における各事業の種類ごとの数の和) = (各区分の計)

## じん肺症等の労災補償状況調査票

1 平成16年度中に新規に支給決定を行った者の業種別人数等

(単位:人)

区分 事業の種類	新規支給 決定者数	新規支給決定者数の内訳		
		管理4	管理2・3 (合併症)	合併症内訳
鉱業				① 肺結核 ② 結核性胸膜炎 ③ 繩発性気管支炎 ④ 繩発性気管支拡張症 ⑤ 繩発性気胸 ⑥ 肺がん
建設業				① 肺結核 ② 結核性胸膜炎 ③ 繩発性気管支炎 ④ 繩発性気管支拡張症 ⑤ 繩発性気胸 ⑥ 肺がん
製造業				① 肺結核 ② 結核性胸膜炎 ③ 繩発性気管支炎 ④ 繩発性気管支拡張症 ⑤ 繩発性気胸 ⑥ 肺がん
その他				① 肺結核 ② 結核性胸膜炎 ③ 繩発性気管支炎 ④ 繩発性気管支拡張症 ⑤ 繩発性気胸 ⑥ 肺がん
計				① 肺結核 ② 結核性胸膜炎 ③ 繩発性気管支炎 ④ 繩発性気管支拡張症 ⑤ 繩発性気胸 ⑥ 肺がん

- (注) 1 本調査は、労基則別表第1の2第5号を対象としていること。  
 2 「管理4」及び「管理2・3(合併症)」の区分は、「新規支給決定者数」の内訳となること。  
 3 「合併症内訳」には、該当する欄に人数を計上すること。

## [点検事項等]

事業の種類及び区分ごとに次式が成り立つことを確認すること。

- (1) (新規支給決定者数) = (管理4) + (管理2・3(合併症))
- (2) (管理2・3(合併症)) = (合併症内訳 (①+②+③+④+⑤+⑥))
- (3) (各区分における各事業の種類ごとの数の和) = (各区分の計)

## じん肺症等の労災補償状況調査票

2 平成16年度末現在における労災保険により療養を継続している者の人数等

(単位:人)

区分 事業の種類	療養継続者数	療養継続者数の内訳		
		管理4	管理2・3 (合併症)	合併症内訳
鉱業				① 肺結核 ② 結核性胸膜炎 ③ 繩発性気管支炎 ④ 繩発性気管支拡張症 ⑤ 繩発性気胸 ⑥ 肺がん
建設業				① 肺結核 ② 結核性胸膜炎 ③ 繩発性気管支炎 ④ 繩発性気管支拡張症 ⑤ 繩発性気胸 ⑥ 肺がん
製造業				① 肺結核 ② 結核性胸膜炎 ③ 繩発性気管支炎 ④ 繩発性気管支拡張症 ⑤ 繩発性気胸 ⑥ 肺がん
その他				① 肺結核 ② 結核性胸膜炎 ③ 繩発性気管支炎 ④ 繩発性気管支拡張症 ⑤ 繩発性気胸 ⑥ 肺がん
計				① 肺結核 ② 結核性胸膜炎 ③ 繩発性気管支炎 ④ 繩発性気管支拡張症 ⑤ 繩発性気胸 ⑥ 肺がん

- (注) 1 本調査は、労基則別表第1の2第5号を対象としていること。  
 2 傷病補償年金受給者は含まないものであること。  
 3 「管理4」及び「管理2・3(合併症)」は、「療養継続者数」の内訳となること。  
 4 「合併症内訳」には、該当する欄に人数を計上すること。

## [点検事項等]

事業の種類及び区分ごとに次式が成り立つことを確認すること。

- (1) (療養継続者数) = (管理4) + (管理2・3(合併症))
- (2) (管理2・3(合併症)) = (合併症内訳 (①+②+③+④+⑤+⑥))
- (3) (各区分における各事業の種類ごとの数の和) = (各区分の計)

## 職業がんの労災補償状況調査票

平成 16 年度中に新規に支給決定又は不支給決定を行った者の職種別人数等

(単位:人)

疾患名	区分	平成 16 年度処理状況		
		請求	支給決定	不支給決定
1 ベンジシンにさらされる業務による尿路系腫瘍				
2 ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍				
ベンジシンとベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍				
3 4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍				
4 4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍				
5 ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん				
6 ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん				
7 石綿にさらされる業務による肺がん				
石綿にさらされる業務による中皮腫				
8 ベンゼンにさらされる業務による白血病				
9 塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫				
10 電離放射線にさらされる業務による白血病				
電離放射線にさらされる業務による肺がん				
電離放射線にさらされる業務による皮膚がん				
7 号	電離放射線にさらされる業務による骨肉腫			
電離放射線にさらされる業務による甲状腺がん				
11 オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍				
12 マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍				
13 コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん				
14 クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん				
クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による上気道のがん				
15 ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん				
ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による上気道のがん				
16 硒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん				
砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による皮膚がん				
17 すす、鉛物油、タル、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん				
18 その他のがん				
	内 訳			
8 号	2 亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん			
3 ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍				
	計			

## 職業がん個人調査票

平成16年度中に新規に支給決定又は不支給決定を行った者

ID		性別	男・女	年齢		(歳)	
発生事業場				業種			
がん原性物質等	1 ベンジジン 4 4-ニトロフェニル 7 石綿 10 電離放射線 13 クロム酸塩又は重クロム酸塩 16 すず 19 ピッヂ 22 亜鉛黄又は黄鉛 25 その他( )	2 ペーターナフチルアミン 5 ビス(クロロメチル)エーテル 8 ベンゼン 11 オーラミン 14 ニッケル 17 鉛物油 20 アスファルト 23 ジアニシジン	3 4-アミノフェニル 6 ベンゾトリクロライド 9 塩化ビニル 12 マゼンタ 15 硫素 18 タール 21 パラフィン 24 粉じん				
	職種		従事時期	昭・平 年 月	~昭・平 年 月		
	従事期間						
	がん原性物質等 ばく露時の状況	作業態様					
疾病名・発がん部位	(疾病名)			(発がん部位)			
発生状況							
請求年月日	平成 年 月 日 (療・休・障・遺)						
支給・不支給 決定年月日	支 不 支 給	給	平成 年 月 日				
備考							

- (注) 1 個人調査票では、平成16年度中に新規に支給決定又は不支給決定を行った者については、個人別に作成すること(既に情報等で本省に報告済の事案についても報告すること。)
- 2 審査請求、再審査請求又は行政訴訟により原処分を取り消して支給決定を行った者については、「備考」欄にその旨を記入すること。
- 3 「業種」の欄は、労災保険適用事業細目に基づく事業の種類を記入すること。
- 4 「作業態様」の欄は、担当部署、作業方法、ばく露の形態(災害性ばく露か非災害性ばく露か・直接ばく露か間接ばく露か)、作業環境(有害物の濃度等)及び予防措置の状況等のばく露時の作業態様について記入すること。
- 5 「疾病名・発がん部位」の欄は、原発性のがんについて記入すること。
- 6 「発生状況」の欄は、発症時の自覚症状、医療機関の受診歴及び診断結果(臨床所見・病理所見)等の療養の経過、素因・基礎疾患・既往歴、同種労働者の発生状況等について記入すること。
- 7 「請求年月日」の欄は、最初に受けた労災保険給付請求書によること。
- 8 「備考」の欄は、他の事案の把握のために参考となる事項を記入すること。
- 9 電離放射線障害による障害については、様式5により提出すること。

## 電離放射線障害個人調査票

I D			
性 別	男・女	年 齡	(歳)
発 生 事 業 場			
業 種			
電離放射線に被ばくした職種			
電離放射線業務従事時期 (電離放射線業務従事期間)			
疾 病 名			
発 生 状 況			
業務による合計の被ばく線量			
請 求 年 月 日			
支 給 ・ 不 支 給 の 別 、 決 定 年 月 日			
備 考			

(注) 「業種」の欄は、労災保険適用事業細目に基づく事業の種類を記入すること。

## 非災害性腰痛、上肢障害の労災補償状況

平成 16 年度中に新規に支給決定又は不支給決定を行った者的人数等

(単位：人)

疾患名	平成 16 年度処理状況		
	請求	支給決定	不支給決定
非災害性腰痛	( )	( )	( )
上肢障害	( )	( )	( )

(注) ( ) には介護労働者に係る人数を内数として記入すること。

なお、「介護労働者」とは、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する介護関係業務に係る作業を行う者とする。

(参考) 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第 2 条第 1 項：この法律において「介護関係業務」とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、看護及び療養上の管理その他のその者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするための福祉サービスであって厚生労働省令で定める業務をいう。